慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アダム・スミス研究の新展開 : 田中正司『アダム・スミスの自然法学 : スコットランド啓蒙と経済学の生誕』
Sub Title	A new stage of Adam Smith scholarship
Author	水田, 洋
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1989
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.82, No.2 (1989. 7) ,p.386(198)- 393(205)
JaLC DOI	10.14991/001.19890701-0198
Abstract	
Notes	書評論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19890701-0198

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「三田学会雑誌」82巻2号（1989年7月）

書評論文

アダム・スミス研究の新展開

田中正司『アダム・スミスの自然法学
スコットランド啓蒙と経済学の生誕』

（御茶の水書房，1988年，A5判，xii＋364＋5pp.，3,800円）

水田　洋

1

アダム・スミスの法学講義のあたらしいノート（学生による筆記）が，ジョン・ロージアンによってアバディーンで発見されたのは，1958年のことであり，それがミーク，ラフェイル，スタインの編集によって，『グラーズゴウ版アダム・スミス著作・書簡集』の1冊として公刊されたのは，1978年であった。発見から公刊までの20年間は，原資料もそのタイプスクリプトも，ほとんど門外不出の状態だったから，スミス研究のこの新資料が研究者によってひろく利用されるようになったのは，1978年以降であり，ほとんど唯一の例外が，[1] グラーズゴウ版の編集者であったミークの「四段階理論」である。

78年以降，スミスの法学についての研究が，内外でいくつか発表されたが，その頂点ともいうべきものは，デンマーク人（現在はオーストラリア国立大学社会科学研究院思想史班）クヌード・ホーコンセンの『立法者の科学――デヴィド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学』（1981）である。ホーコンセンは，新資料（以下LJAと略称）のなかに「同感」概念が頻出することに注目して，これを『道徳感情論』（以下TMSと略称）にむすびつけ，両者を一体として（あるいはLJAをTMSの応用編として）スミスによる「立法者の科学」と考えた。同感概念で両者をつないだことは，たしかにすぐれた着眼であり，今後のスミス研究はこれを前提とすることになるだろうが，そのあとでホーコンセンは，カント主義にわざわいされて，ふたつの致命的なあやまちをおかした。第一に，かれはスミスの道徳哲学のなかで中立的な観察者の同感によって是認される適宜性が，状況によってことなる「状況的適宜性 situational propriety」として相対的なものであることを指摘しながら，その相対性の重要な意味に気がつかないで，これをむしろ否定的にとりあつかい，したがって第二に，相対性を脱却するために，スミスの中立的な観察者を，陪審員（平等な普通人のうちのひとり）から，裁判官に昇格させ，「立法者の科学」なるものをでっちあげてしまったのである。[2]

こうしてホーコンセンがTMSとLJAを直結したのに対して，ミークは，スミスにおける経済学の成立，あるいは史的唯物論の先駆形態の成立ということに目をうばわれて，『国富論』（以下WNと略称）とLJAを直結し，せっかく

注（1）アーチバルド・H・ブラウンも，資料を利用しえたものの一人であり，かれはデスニツキとトレチャコフが，LJAに該当する講義をきいたと推定しているのだが，『アダム・スミス論集』（1975）の論文「アダム・スミスの最初のロシアの弟子たち」では，まったくLJAに言及していない。なお，公刊前の原資料の管理状態については，水田洋『社会思想の旅』（1975）202-9ページをみよ。

の四段階理論が，社会のそれぞれの発展段階における同感と適宜性の相対化という問題をふくんでいることには，まったく注意をはらわなかった。[3] もともとかれには，TMS への関心はなかったのだから，無理もないことであろう。他方でホーコンセンは，経済学およびマルクス主義については，みじめなほどまずしい理解しかもっていないので，LJAは，ホーコンセンとミークによって，同感と四段階理論，いいかえれば TMS と WN へ，ふたつにひきさかれてしまったのである。

ここでとりあげる田中正司氏の新著は，ひきさかれた LJA を復原して，スミスの思想的発展のなかに位置づけ，そうすることで，TMS からWNへ，すなわちスミス経済学の生誕への道をたどろうとしたものであるが，到達点である経済学の生誕それ自体は，紙数の関係でつぎの著書にゆずられている。そのかぎりでのメリットは，すくなくとも四つあげることができよう。第一は，TMS と LJA をあわせて一体として，[4] ハチスンの『道徳哲学体系』の批判(TMS は批判の方法叙説，LJA はハチスン注解）として位置づけたこと，第二は，そこででてきた状況的適宜性すなわち適宜性の歴史的相対性が，LJA の四段階理論によって具体化されたこと，第三は，最近のスコットランド啓蒙研究の中心テーマのひとつであるシヴィック・ヒューマニズム，その課題としての「富と徳」を，スミスとの関連でとりあげたこと，第四は，逆にスコットランド啓蒙研究のなかで軽視されがちであった，自然法学のながれのなかに，ハチスンからスミスへの発展をくみいれたことである。重複をおそれず第五をあげるとすれば，以上の議論の過程で，ハチスンとケイムズの姿が，これまでになく明瞭にうかびあがってきたことである。

これらのうちで，一と二は，国内のスミス研究が今後無視できない前提であるだけでなく，国際的研究水準からみても重要な貢献と考えられるので，それが現実的な貢献となるような配慮がのぞまれるが，そのためには，議論の筋道を整理する必要があるだろう。一般に著者の文章はくりかえしがおおいだけでなく，この本は各章のあいだ，とくに第一部での「のちに詳しく論証するように」と第二部の「のち」とのあいだの脈絡が，しばしばあいまいなようにおもわれる。

第三と第四は，メリットにはちがいないけれども，第三については，大体においてホントたちの研究をフォロウするかたちをとっていて，本格的な展開は，WNをとりあげる続編に期待すべきものとおもわれる。第四についていえば，福田歓一が，日本における近代思想史研究ではじめて，大陸自然法の役割を強調したあとをうけて(といっても実際に継承した痕跡はない)，それをスコットランドでたどろうという，野心的なくわだてではあるが，主役であるべきグロチウスやプーフェンドルフ（ドイツ人だから「サミュエル」ではない）の影がうすく，スコットランドでも，ターンブルは名前だけ何度もでるが，内容がない。したがって，これもまた自然法思

注（2） ホーコンセン批判としては，Hiroshi Mizuta, La jurisprudence di Adam Smith, in Materiali peruna storia della cultura giuridica, anno XVIII, numero 2, dicembre 1988, pp. 329-341. 水田洋「アダム・スミスの法学——ホーコンセンの所説にふれて」『名城商学』第37巻第3号，1987年12月，92—113ページ。これは1987年3月27日にジェノヴァ大学法哲学・法社会学研究室でおこなった講演の，英文原稿からのイタリア語，日本語への翻訳であり，後者には注がつけられている。したがって，イタリア語論文を「原文」としてかかげるのは，経緯の説明と好意への感謝という意味にすぎない。

（3） Ronald, L. Meek, *Smith, Marx, & after*, London 1977. 時永淑訳『スミス，マルクスおよび現代』法政大学出版局，1980年。

（4） 「『感情論』とAノートが文字通りワンセットのハチスン批判」という表現は，すくなくとも3回でてくる（204, 217, 333ページ）が，「文字通り」ということばが，必要であろうか。それどころか，この文脈で可能でさえあるだろうか。文章問題にはあとでまたふれる。

想史としては序論とみるのが適当であろう。しかし，このような自然法思想史が，スミスの思想形成のなかにながれこんでいたという視角は，スミス研究のあたらしい展開を生んでいることは，否定できない。

自然法思想は，すでにしばしばみられたように（最近ではイシュトヴァン・ホントが，プーフェンドルフについて精力的に成果を発表しているように），素材として経済問題をふくんでいるので，スミスの経済学に直接にむすびつけられがちであった。そのばあいには，スミス経済学の素材がプーフェンドルフにもあるという，平面的な理解にとどまりやすく，ホントにはドイツの後進性という問題意識がないので[5]，それだけに危険度がたかいのだが，著者は，自然法思想が，TMS と LJA の網で濾過され変容されることを，重視しているのである。

2

著者はまず，「序章『道徳感情論』と『国富論』」で，TMS 初版からWNを経て TMS 六版にいたるスミスの思想的発展とそのなかでの LJA の位置というかたちで，本書の主題を提示している。ここで序章にたちいることは，本書の全体に言及することにならざるをえないので，さしあたっては，スミスの欺瞞理論が同感理論とともに，ハチスン＝ヒュームの功利主義を批判する武器であり，WNから TMS 6 への発展が，商業主義批判を意味するという，二つの論点をあげておこう。二つともあとでででてくるのだが，前者は同感理論のかげにかくれがちであり[6]，後者は注で川島説を支持しながら「ハチスン回帰」[7]として言及されているにすぎない。

本論は，第一部スコットランド啓蒙と近代自

注（5） ホントは，ブダペストの国際18世紀学会で，西ドイツや日本の現在の経済力から，プーフェンドルフにおける後進性問題を否定するという暴論をはいた。

（6） 欺瞞理論とは，いうまでもないことながら，ふつうに「見えない手」の理論として知られているもので，私益の追求（利己心の発動）が，公益（一般的富裕）を実現するという考えかたである。これはハチスンやヒュームが公益（社会全体の効用）を政治の直接の目的としたことへの，批判の武器であるが，スミスのばあいは，同感理論が，利己心の相互＝自主規制原理としての同感概念によって，効用理論を批判するものであるため，欺瞞理論はそのかげにかくれがちなのである。スミスにおける作用因と目的因の区別をはじめて指摘したのは，内田義彦であり，著者もそれにしたがっているのだが，著者が「富や権力に対する憧れ（歓喜への同感感情）」ということばで，欺瞞理論と同感理論をむすびつけていることには疑問をもつ。スミスにおける垂直的（上向的）同感と水平的同感の関係は，ひとつの問題であり，しかも，欺瞞理論にこういうかたちで「同感」がとりいれられているとするのは，同感の過大解釈ではないかとおもう。この点にはあとでふれる。

（7） これは212ページで，TMS 6 が，初版とちがって「有徳な性格」の涵養による「国民的幸福の達成」への願望をにじませているという，川島信義の解釈を支持して，この変化が，「初版におけるハチスン仁愛論批判に対するスミス自身の一種のハチスン回帰的反応を示す」としていることをさす。TMS 1から TMS 6への変化がかなりおおきいことは，いまでは国際的な共通認識となっているが，この変化の理由については意見がわかれる。著者は序章で，「他人の評判を原理とする商業主義への批判」として，この変化を説明しているけれども，それが「ひたすら富のみを追求する重商主義的富国観とその批判者としてのシヴィック的徳性主義の両面批判」と，どういう関係になるのか，あきらかでない。ついでにいっておくと，「これ〔この変化〕がカラス事件の影響であることは，水田氏の指摘する通り」というのは誤読で，ぼくは，フランス革命が社会の等質性についてのスミスの幻想を打破し，そのことがカラス事件を想起させたのだと，書いたはずである。それはスミスの現実認識が深化したということであって，かれが愛国者になったり道学者になったりしたわけではない。利己心の相互抑制の体系としてのスミスの社会理論への不満（むしろ利己心への不満といった方がいいかもしれない）から，反利己心的な要素をスミスのなかにみいだそうとするのは，研究者自身を研究対象に投影することにならないだろうか。たとえば，著者は「ホッブズのように人間性悪説を前提すれば」（362）といっているが，ホッブズにとってはそれが「悪」でなかったことこそ，強調されるべきであろう。

然法学と第二部同感法学の展開とにわけられ，前者では，第一章スコットランド啓蒙の思想課題，第二章ケイムズとスミス，第三章アダム・スミスと自然法学という三章で，スミスの法学への前史がのべられ，第二部では，それがハチスンの道徳哲学体系への批判的注解として展開される過程（およびその限界）が，第一章ハチスン道徳哲学体系，第二章『道徳感情論』の主題と批判対象，第三章『法学講義』正義論の主題と構造，第四章『法学講義』の方法，第五章同感法学の破綻という五章でのべられている。この章別構成でも，ハチスンの章が，ほぼ中央にきているが，この本の全体にわたって，スミスの批判対象であるハチスン（およびケイムズ，ヒューム）が，くりかえしおなじような顔をだすという構成は，著者としては親切な説明のつもりでも，読者を困惑させるだろう。

1707年のイングランド＝スコットランド合邦の前後からの，スコットランドの（したがってスコットランド啓蒙の）思想課題であった「富と徳」の問題，すなわち商業社会の腐敗作用をどのように制御するかという問題に，商業化を容認するかたちでこたえようとしたハチスンは，「近代自然法の論理を道徳哲学化すること」をくわだてたが，「感覚原理に基づく自然法の法則性を認識しえなかったため，市民社会の矛盾の解決をシヴィック論理に求めざるをえなかった」[8]と，著者はいい，ヒューム，ケイムズ，スミスの出発点が，このハチスンの矛盾にあったことをあきらかにしているのだから，ハチスンがさきにこないのはおかしい。

ところで，ここでいわれている自然法の論理あるいは法則性とは，なんであろうか。「ロック的な労働所有原理に基づく近代的な所有権の基礎付け」（基づく基礎付けとは？）とか「交換的正義さえ守られれば，社会全体の配分的正義……はおのずから実現されうる」とかいう表現から，労働投下による絶対的所有権と商品の等価交換を中心とする社会認識によって，商品生産者の社会の自律性を主張することなのだろうという見当はつくが，著者によるまとまった説明はない。スコットランドへのローマ法の導入についても同様であり，自然法とローマ法というふたつの思想潮流が，ケイムズにおいて合流したことのほかは，ほとんど何ものべられていない。

だから，まえにもいったように，この部分は先駆的ではあるがまだ序説にとどまるとみなければなるまい。中心的な問題は，このような思想的伝統をうけついで，ハチスンが商業社会の自律性を立証しようとしながら成功せず，スミスによる批判的継承にまたねばならなかったというところにある。それをすこしくわしくのべると，つぎのようになるだろう。

ハチスンは，正義＝権利（とくに所有権）の基礎を，侵害をうけた被害者の憤慨に対する観察者の同感にもとめていて，この考えかたはほとんどそのままスミスにうけつがれるほどなのだが，しかし，そういう私有財産所有者の経済活動によってなりたつ社会の自律性をとらえられず，利己心を規制するために，一方ではシヴィック・ヒューマニズムから徳＝仁愛をとりいれて内面的規制を，他方ではその主観性をカヴァーするために重商主義的な全体の利益＝効用の概念で外的統制を，考えなければならなかった。[9]したがって，ハチスンの同感原理は，仁愛＝道徳感覚にもとづく相互奉仕の基礎がおかされるという，ぎりぎりのばあいにしか作動しないこ

注（8） 54ページ。この5行あとに，「ハチスンは，商業社会の規制原理を自然法に求めながらも，いまだその法則性を信頼しえず……シヴィック論理で自然法＝市民社会の論理の矛盾・限界を揚棄しようとした」ということばがある。この種のくりかえし，あるいはいいなおしは，この本の全体にわたって，枚挙にいとまがないほどみられる。

（9） シヴィック・ヒューマニズムと重商主義が，徳と富の対立関係にありながら，全体の利益という点で一致してしまうことについては，たちいった説明がほしい。

とになり，スミスのばあいのように利己的活動全般の自動制御機能をもつものとならなかった。それに対応して，ハチスンの法学は，本来各人の自発的善意にまかせるべき（倫理的命令ではあっても）ことがらをも，一々個別的に決定する決疑論的性格をもつことになる。(10)

ケイムズとヒュームとスミスは，ハチスンを批判的に継承して，各個人がもつ道徳感覚が各人の行為を制御して，外的規制なしに商業社会が存立しうるという理論を，くみたてようとする。「自然法の母体としての人間を道徳感覚主体化する」（あるいは内面主体化する）という，いささか奇妙な表現によって著者がいおうとしたのは，このことであろう。だが，かれらの努力にもかかわらず，ヒュームはやはり外側から全体的効用を，ケイムズは，内面からのようにみえながら，コモン・センスを，それぞれ実体化することによって，主体化の道をとざしてしまったのである。

3

ヒュームは，「公共善を正義の目的とし，仁愛を正義の動機としたハチスンの理論を批判」して，人間は利己心と限られた仁愛しかもたないのだから，正義はそういう人間の「共通の利害感」にもとづくコンヴェンションにほかならないとした。(11) しかしかれは，こうして「正義の発生（起源）を人びとの同感に基づくコンヴェンションに求めながらも，そこに形成されるコンヴェンションとしての正義の諸規則の絶対性のゆえに，その遵守が自然的徳性化されるのはそのもたらす効用への同感による他ないとして」，結局はハチスンと同様に，道徳感覚の客観性の基礎を効用にもとめざるをえなかった。

ヒュームについての著者のこうした説明は，大筋ではまちがっていないが，不親切でわかりにくい。「同感の心理過程を連合原理によって明らかにしただけ」といわれても，それがどういうことか，全体の文脈のなかでどういう意味をもつかは，わからないのである。わかりにくい理由のひとつは，著者がスミスの同感概念の源流にさかのぼったときに，同感あるいは類似のことばの存在にとらわれすぎて，内容の変化をみすごしたことにあるのではないかとおもうが，このことについてはあとでまたふれる。

もうひとりのハチスン継承者であるケイムズは，ヒュームよりはるかに年上であり，法学者としての著作活動もはやいのではあるが，当面の問題にかんしては，むしろヒュームの刺激をうけて考えはじめたといえよう。日本での研究も，リードの常識哲学との関連か，もっとあとの『人類史素描』(1774年）についてにかぎられていたが，著者は，「彼の中心課題は……スコットランド近代化のための法改革にあった」という観点から，はじめて，法律家としてのケイムズと道徳哲学者としてのケイムズを統一的にとらえようとした。これもまた，この本のメリットのひとつであり，さらに展開されることを期待したい。とくにスミスとの関係では，ケイムズは，『道徳・自然宗教原理論集』の第三版でスミスを批判するにあたって，事前に当該部分の原稿をスミスに送っていることからもわかるように，かなりしたしかったのである。(12)

著者によれば，この関連でのケイムズの貢献は，第一に道徳哲学において，スミスに正義と仁愛の区別（正義は必要だが仁愛は装飾）をおしえただけでなく，ヒュームのハチスン批判をさ

注 (10) これはハチスンが，利己心の社会的自動制御はもちろん，道徳感覚＝仁愛による自己規制をも，じつは信じていなかったことを意味する。つまり，かれの目には利己的活動が，絶対に否定できず，同時に自主規制もできないものとしてうつったのであり，それを規制するには道徳感覚は主観的でありすぎた。

(11) 173—4ページ。「かれ〔ヒューム〕は必ずしも正義の自然性……を否定していたのではなく」(174) と「かれ……は正義の徳の自然性を否定し」(177) は，すくなくとも表現上は矛盾する。

(12) 著者がふれていないこのケイムズ手稿は，グラーズゴウ大学図書館バナマン文書中にある。

らに批判することによって，「共通利害の一般的感覚」を，それより強固で普遍的な「コモン・センス」でおきかえたこと，第二に法学において，スコットランド社会の近代化に対応する法改正[13]をもとめて，法の歴史的批判をおこなったことである。第一のヒューム批判は，ヒュームが利己心制御を公益優先主義＝功利主義にゆだねてしまったことをついたものではあるが，逆にコモン・センスの実体化におちいり，商業社会の自律性を保証することにはならなかった。このあとをうけてスミスは，道徳感覚の客観性を同感原理で保証することによって，ヒュームとケイムズの両面批判あるいは総合をおこなうのである。

第二の歴史的法批判においてケイムズは，一方では四段階分析によって法の歴史的相対性（したがってその近代化の必要）をとき，他方ではそれをエクイティの歴史段階（具体的状況）への適用として実現すべきことを主張する。ケイムズの歴史的法批判は，かれの『法史論集』(1758)がスミスの『講義』の「下敷になっていた」と著者がいうほどの影響を，スミスに与えたのであるが，道徳哲学におけるコモン・センスのばあいと同様に，エクイティの客観性が問題になる。ケイムズは，エクイティの具体化をもって旧法を批判したとき，法を商業社会の便宜に適合させようとしたのだが，抽象原則を個々の事例に適用するときにおこりがちな，決疑論的傾向をさけることができなかった。しかも，便宜優先は，ケイムズにとって文明の発展，風俗・趣味の洗練の結果でありながら，かれ自身のシヴィック・ヒューマニズム，コモン・センスには対立するという，矛盾をうまざるをえなかった。

著者のいわゆるスミスの同感法学は，以上の三人（ハチスン，ヒューム，ケイムズ）の批判的継承として，TMS と LJA で展開される。TMS におけるスミスの同感理論は，よく知られているように，利己的な人間の行為が，見知らぬ人（中立的な観察者）が同感できる程度に自動的に抑制されるということであって，自動抑制を保証するのは，一方ではこの観察者もまた利己的な個人として，べつのばあいには，行為者と観察者の立場が逆転する（立場の交換）という事情であった。自分が自己保存のために活動している以上，他人の同様な活動を，同程度にみとめざるをえないというのである。こうして，他人の同感を導入し，しかも立場の交換がたえずおこなわれるとすることによって，スミスは，三人の先行者が解決しえなかった問題，すなわち道徳感覚の客観性，したがって利己的個人からなる社会の自律性の問題を処理したのであった。

ところが，このような自己規制原理としての同感がなりたつのは，容易に立場の交換ができるような人びとのあいだにかぎられる。したがって，同感によって保証される行為の適宜性の規準も，時代により環境によってちがってくる。ホーコンセンは，この種の適宜性を状況的適宜性とよんで，その相対性から脱却する道をさがしたのだが，じつはこの相対性が，スミスにとっては，現状批判の理論的武器だったのである。かれはケイムズの歴史的法批判をひきついで，社会の発展のある段階では同感をえられ，適宜＝正義とされたことが，歴史的使命をおえるとそうでなくなることを，立証した。これが，著者の強調する LJA の意味である。

「状況分析を四段階対比的に行うと，おのずから経済分析になる」と，著者はさいごのページに注記している。「四段階」にこだわる必要はないとおもうが，とにかく状況的適宜性を，具体的な状況に即して分析すれば，近代と前近代，したがって商業社会とそのまえとの対比は明瞭になるはずであり，そこに法学から経済学（『国富論』）への道がひらかれることは，いうまでもない。しかし著者はただちにその道に足をふみいれることなく，「同感法学」と名づける

注 (13) これはコモン・ロウの近代化と説明されているが，自然法，ローマ法，コモン・ロウ（普通法）の関係についての説明はない。

スミスの法学を検討して，その「破綻」宣告を本書の一応の結論とする。同感原理がどのようなばあいに妥当し，どのようなばあいに適用できないかという，詳細な説明は有益であったが，同時にそこまでスミスが同感にこだわっていただろうかという疑問も生じた。その疑問をいくつかあげてみよう。

スミスが所有権の絶対性を自然法思想からうけついで，それを奪われたものの憤慨に対する観察者の同感というかたちで，同感原理によって正当化したこと，主権者と人民のあいだには観察者の存在の余地がないから，同感原理はなりたたないこと，スミスが契約論を批判しながら，みずからは政府の起源を説明していないことなどについては，異議がないけれども，スミスの同感原理とは，巨大社会において相互に特別な関係（コネ）をもたない，対等・等質の個人間で作用するものではなかっただろうか。社会の発展のそれぞれの段階あるいは状況の成立は，歴史的法批判あるいは四段階理論の説明にゆだねられ，同感原理は，その段階あるいは状況のなかで，水平に（立場の交換ができる範囲で）作動するのである。

等質社会での水平的同感が，スミスのいう同感の本質であって，垂直的同感のうち，上向的同感は道徳感情の腐敗（ただしこれはTMS 6の追加）であり，下向的同感は，いわゆる同情であって，社会の装飾にすぎなかった。垂直的同感には観察者がありえないということも，「観察者の同感」を中心とする同感原理の，適用不可能を，はじめから示しているだろう。

もちろん，見知らぬ人と恒常的に出あうような巨大商業社会が，等質的であるというのは幻想であり，スミス自身もその異質性にWNとTMS 6では，明白に気づくようになる。しかし，同感原理そのものは等質性を前提としているし，それがスミスの商業社会（日本ではしばしば「市民社会」とよばれた）の原型なのである。(14) このように限定された意味と文脈をもつスミスの同感を，用語の同一性だけで先行者たちにむすびつけていいのだろうか。たとえば，ハチスンの拡大的愛情（これも同感の一種である）は，自己，肉親，友人から見知らぬ人へと拡大されるのに対して，スミスの同感論は逆に，見知らぬ人に同感されるように行為することをもとめていて，完全な逆転なのである。

スミスの用語法はかなりルースであって，一方で徳性と適宜性はちがうといいながら，他方では適宜性を徳性のなかにいれている。したがって同感の用語例にもルースなものがあるだろうし，著者の解釈を支持するケースもあるかもしれない。しかしそれならば，第二部第四章四の「計量思想史的証明」は，「思いつくままに記録したものを集計しただけのごく大雑把なもの」にとどめるべきではなかった。コンピューター時代なのだから。そしてもし，用語法のルースさをみとめ，それを逆手にとろうというならば，契約不履行によって，合理的期待がみたされなかったばあいの「失望」を，「憤慨」と区別する（338）のはなぜだろうか。がっかりしていようと，おこっていようと，同感する側にとっては程度の差でしかない。

この部分をふくむ「同感法学の破綻」の章は，疑問がもっともおおく，破綻しているのは著者自身ではないかとさえおもった。同感法学（とよぶとすれば）は，LJAで破綻したのではなく，水平的同感の歴史的相対性があきらかになることによって，それぞれの状況での妥当性を保証されたのではなかろうか。たとえば，Bの所持するものをAが奪ったばあいに，それがAにと

注（14） これに対しては，「スミスの同感についての諸実例は，18世紀の応接室かパーティ会場という文脈を想定している」（T. D. Campbell, *Adam Smith's science of morals*, London 1971, p. 123）とか，「スミスの『人間らしさ』のモデルがいわゆる市民社会であるよりはむしろエリート社会にあったのではないか」（井上和雄『資本主義と人間らしさ——アダム・スミスの場合』東京1988年，125ページ）という反論もある。

って緊急避難的行為であったら，Bの憤慨への同感だけで事件を判断できるかと，著者はいうのだが，この事件は等質社会ではおこりえず，したがって水平的同感原理の固有の領域のそとにあるのではないか。

全体として，難解難文ではあるが，おしえられるところも，疑問とともにおおく，以上にあげたほかに特に「スミスが経済学を『政治家ないし立法者の科学の一部門』と規定したことには……批判的・反語的含意がこめられていたのではないか」(152) という着想は有益であった。しかし，「解答(リプライ)」と「返答(リプライ)」，「解答(リプライ)」と「応答(レスポンス)」というルビつきの使いわけや，「インポ性」などという造語は，有害無益であろう。「『観察者』用語」という用語は，日本語の常識では，観察者が使用することばであって，著者が意図する「『観察者』という用語」ではない。「という」をいれることにもどかしさを感じるような著者の熱意は，全篇にあふれているけれども，「意あまってことば足らず」ではなく意とともにことばもあまっているようで，それは理解をさまたげる。徳田秋声の文学碑に，体験をきりすてることによって作品がなりたつというようなことばがあったことを，おもいだした。テクストの誤読がいくつか目についたのも[15]，熱意過剰のせいであろう。

なお，大筋に関係がないので言及の場所がなかったが，価値論・価値形態論についての叙述 (298, 345, 360) や WN 第三編に「イングランドにおける自由の体系の例外性」の指摘がないという見解 (348-49) など，理解にくるしむところはけっしてすくなくない。

（名城大学教授）

（著者田中正司氏は元慶應義塾大学大学院経済学研究科非常勤講師）

注 (15) たとえば，「懈怠」を「権利」としている (236) のは，原文の That 誤読であり，「多くの人の相談にのる人」(200) は，大勢の会議であって，counsel のふるい用語法の誤訳である。前者は，つぎの原文でイタリックにした that が，third species をうけるのに，著者はすぐまえの Delinquency が特に改行されているのにひきずられて，that をそれにむすびつけてしまったということである。I come now to consider the third species of personall rights or obligations, which is, those which arise from Delinquency. *That* is, the right one has to be repaid the damage he has sustained ex delicto, from delinquency of another. (LJA 88) さいわいにいずれも，全体の議論に重大な影響を与えていないが，後者をふくむ文章は引用の意味がなくなってしまった。